

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の即時廃止と臨時的対応を求める決議

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（重要土地等調査規制法。以下「本法」という。）は6月16日未明に参議院本会議で強行採決され成立した。審議の過程でも多くの問題が明らかになるなど大きな課題を残した法律である。

沖縄県は米軍・自衛隊等の重要施設が集中していることに加え、その全ての島嶼が本法規定の国境離島等に含まれ、県内全域が注視区域及び特別注視区域に含まれる可能性が高い。また生活関連施設の指定は政令に委ねられ要件自体が曖昧であり、恣意的な解釈による広範な指定がなされるおそれがある。

地方公共団体の長等や注視区域内の土地等の利用者等（以下「利用者等」という）の協力のもと調査を行うとしているが、その範囲も制限などが無いに等しく、政府は行政的記録だけでなく思想等の内心に関わる広範な個人情報を取得することが可能となる。実際に、2003年から2004年にかけて自衛隊の情報保全隊は自衛隊イラク派遣へ反対する市民運動等への違法な監視活動を行っていた。現在、自衛隊と米軍の軍事協力の強化が進む中、平時からの情報共有が図られることで、国民の思想や信条に関わる部分も共有情報に含まれる危険性もはらんでいる。また、調査協力を拒否した場合は、罰金を科すことができる。刑罰の威嚇の下に、調査協力義務を課すことも含め、本法は憲法に逆行し、思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権、財産権などの人権を侵害し、個人の尊厳を脅かす危険性を有するものであると言わざるを得ない。

本法は「機能を阻害する行為」や「供する明らかなおそれ」というような曖昧な要件の下での土地利用制限に加え、特別注視区域内の一部土地売買契約等には内閣総理大臣への届出を義務付け、違反には刑罰を科すとしているが、過度の規制は注視区域及び特別注視区域内の土地等の利用者の財産権を侵害する危険性がある。

我が国では戦前・戦中においての「要塞地帯法」により国民が弾圧されていた歴史がある。戦後、平和憲法の下で基本的人権が保障され、戦前・戦中の反省から軍事のための土地収用は除外されてきた。また「要塞地帯法」においては禁止する場所や行為等は何かを条文に明示していた。しかし本法には明確な記載はなく際限なく広げられる。

なお、本法の立法事実となる発端は一部自治体などで自衛隊基地周辺の土地を外国資本が買収したことを一部メディアや政治家が具体的根拠もなく「有事の際の妨害工作の拠点になる。」などと脅威をあおってきたことである。本法は自衛隊や米軍基地等の周辺の土地を外国資本が取得してその機能を阻害すること等の防止が目的とされている。そのような土地取得等により重要施設の機能が阻害された事実がないことは政府、防衛省も認めており、そもそも立法事実の存在について疑問がある。

以上のことから、名護市議会は名護市民の生命・財産及び日本国憲法に保障される基本的人権を守る立場から下記の事項について強く求める。

記

- 1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の即時廃止を国に強く求めること。
- 2 本法第22条による内閣総理大臣からの情報提供要請に対し拒否すること。
- 3 名護市個人情報保護条例等の運用を見直し、本法第7条に基づき、外部機関へ市民の個人情報を提供する際はその個人及び法人に対し、提供した相手並びにその情報及び目的を通知すること。

以上、決議する。

令和3年6月30日

沖縄県名護市議会

宛先 名護市長